

はじめに

東京には平成 12 年末で 30 万人を超える外国人が居住あるいは滞在しており、今後もますます増加していくものと考えられる。また、平成 14 年はサッカー・ワールドカップの開催により海外からの観光客の増加も見込まれる。

このような状況の中、東京に大規模な災害が起きた場合、日本語の理解も十分でなく、東京の地理や災害に関する知識も乏しい外国人は、安全な場所に避難することなど適切な防災行動をとることができない恐れがある。

そこで、都は平成 13 年度の地域国際化推進検討委員会（以下「委員会」という。）において「外国人の防災」をテーマに検討を行い、外国人にとっても安全性を確保できる体制を早急に整備することとした。

また、都関係局及び区市等の職員で構成する「地域国際化推進連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を設置し、委員会と並行して外国人の防災に関する検討を行ってきた。本「区市町村のための災害時における外国人支援推進のガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）は、委員会で出された意見及び「外国人の防災に関する区市町村の現況調査」の結果を参考に、連絡会議においてまとめたものである。

なお、発生する災害は、東京都地域防災計画震災編における東京直下地震を想定している。

1 本書の目的

都と区市町村は協力・連携して、災害時に外国人も安全性を確保できる体制を早急に整備する必要がある。

外国人住民に最も身近な区市町村が、災害時に外国人に対して効果的な情報提供等が行えるように、都は、本ガイドラインを作成した。

各区市町村においては、このガイドラインを参考に、地域の実情に応じた外国人対応のための計画等を策定し、災害時に備えていただきたい。

2 本書の対象者

定住外国人(外国人登録者)

一時滞在者(観光客等)

3 都、区市町村、住民等の役割

(1) 都

都では、東京に居住、滞在する外国人が適切な防災行動をとることができるように、区市町村を始め防災関係機関と連携をとりながら、外国語による防災パンフレットの配布、防災情報の提供などを行うほか、道路標識等の英文併記を進めていく。

また、災害時には「外国人災害時情報センター」(以下「情報センター」という。)を設置して、情報の収集に努め、区市町村等が外国人に対して行う情報提供等を支援していく。

(2) 区市町村

災害時の外国人への対応については、都、地域の町内会・自治会、自主防災市民組織、N G O 及びその他関係団体と連携を図り、積極的に援助していく必要がある。そのために平常時から外国人対応窓口等組織の整備を図り、外国人に対する防災知識の普及・啓発等に努める。

また、災害時には都が設置する「情報センター」との情報交換を円滑に行う。

(3) 住民等

災害発生直後の救出・救護から避難については、地域住民の助け合いのもと、迅速に対応することが必要である。定住外国人と地域住民は日頃から町会、自治会等地域社会を通して交流を図り、互助・共助の意識を育むよう努めることが望まれる。外国人を雇用する企業等でも日頃から防災知識の普及啓発、防災訓練を行う必要がある。

また、平常時から外国人自身が自分の身は自分で守る心構えを持ち、簡単な日本語は覚えるように努める。

発災時に必要となる対応

1 外国人対応組織の設置

区市町村においては、発災後、被災外国人対応のための組織を設置し、都や関係機関との連携を図る。

2 被災状況等外国人関連の情報収集及び提供

避難所や平常時に体制を整備した防災ネットワーク等を通じて外国人の被災状況等の情報を収集する。

また、避難情報や応急対策活動、生活関連情報等について、外国語による広報紙の発行、コミュニティFM・CATV等での外国語放送、避難所及び防災ネットワーク等を活用し、情報提供を行っていく。

3 外国人相談窓口の設置

発災後、早期に相談活動を開始するとともに、避難所に臨時相談所を開設し、ボランティア、NGO、その他関係団体の協力により、できるだけ複数言語で対応するとともに、都の総合相談所等との連携を図り、情報の共有化を図る。

4 通訳・翻訳協力者の確保

災害時における複数言語による情報提供など、外国人への支援のため、通訳・翻訳協力者を確保する。

このため、語学能力のある職員の活用、事前登録の通訳ボランティア等の通訳・翻訳協力者への協力要請、都の防災（語学）ボランティアの派遣要請、

災害時に参集する通訳協力ボランティアの受入、NGOなどにより、必要な人数を確保する。

<参考> 阪神・淡路大震災時における外国人への情報提供

外国語相談窓口(窓口、電話相談)

設置団体	最大使用言語
兵庫県警	英、中、韓国・朝鮮、スペイン
(財)兵庫県国際交流協会	英、中、スペイン、ポルトガル
神戸市	英、中
(財)神戸国際交流協会	英、中
芦屋市	日、英
芦屋市国際交流協会	日、英、仏、中、韓国・朝鮮
西宮市 西宮市国際交流協会	日、英、仏、中、ポルトガル
伊丹市	英、中
宝塚市立国際・文化センター	英、中、韓国・朝鮮、スペイン
尼崎市	英、中、独、韓国・朝鮮
(財)とよなか国際交流協会	英、中、韓国・朝鮮、スペイン、ポルトガル
外国人地震情報センター	日、英、中、韓国・朝鮮、インドネシア、ベトナム、タイ、フィリピン、スペイン、ポルトガル、フランス、ウルドゥ、ペルシャ

「阪神大震災と外国人」(外国人地震情報センター 1996年)

「外国人に対する行政相談のあり方に関する調査結果報告書」

((社)全国行政相談委員連合協議会 1999年)

「阪神・淡路大震災における在日外国人被災状況調査」

(国際防災の10年国民会議、(財)都市防災研究所 1995年) をもとに作成

兵庫県警察本部「外国人相談コーナー」での相談受理状況

(1月29日～2月17日)

相談内容	相談件数	国籍	相談件数
友人等の安否確認	1,013	中国人	205
生活の不安・帰国相談	165	韓国人	76
外国通信社からの問い合わせ	18	米国人	281
外国公館からの問い合わせ	53	スペイン人	8
ボランティアの申し出	114	ペルー人	23
留学生等の受け入れ申し出	11	日本人	683
協力の申し出	45	その他	428
その他	285		
総数	1,704	総数	1,704

「阪神・淡路大震災における在日外国人被災状況調査」

(国際防災の10年国民会議、(財)都市防災研究所 1995年)

平常時の対策

1 基本的な対応体制の整備

(1) 防災計画等における位置づけ

「災害要援護者」として高齢者、障害者、乳幼児、傷病者に関しては多くの区市町村が地域防災計画上にその対応を明記している。同じ「災害要援護者」としての外国人対応に関しても、必要な情報を迅速かつ効率的に提供し、避難所への誘導や救援活動を円滑に進めるための施策について、計画上で明らかにするよう努める。

外国人に対する応急対策等を行うための窓口として総務部に外国語研修終了職員を配置し、通訳ボランティアの協力を得て外国人への対応を行い、また、災害時広報は、既存のボランティア組織と協力して外国語による放送を行うなど計画上で明記している区がある。

(2) 組織、窓口の明確化

外国人にとって、被災後の生活関連支援などを担う地域の区市町村の存在は最も身近であることから、災害時の外国人対応窓口等を明確にしておく。

また、都が設置する「情報センター」との連絡窓口として外国人への支援を円滑に進める。

外国人対応窓口として災害対策本部総務部総務課を設置し、外国人、大使館との連絡調整に関することとする業務分掌を定めている区、また、災害対策本部政策経営部渉外広報課を設置、その業務は外国人の相談に関することと定めている区など、窓口や業務内容を防災計画に位置づけている。

(3) 基礎的な情報の把握

区市町村は、災害時、外国人に対して必要な情報を迅速かつ効率的に提供し、避難所への誘導や救援活動を円滑に進めるため、国籍別の外国人登録状況など基礎情報を把握しておく。

(4) プライバシーの保護

情報の収集、活用等にあたっては、プライバシーの保護に十分配慮する。

2 情報収集・提供体制の整備

(1) 情報収集の体制

避難所等からの外国人被災状況に関する報告体制の整備

区市町村は、避難所等で被災外国人数の把握など外国人に関する情報を収集し、都に報告するよう努める。

数の把握方法として、避難者に記載してもらった受付カードを日本人向けのほか、外国人向けも用意する区、また、外国語表記による安否確認用カードの検討を行っている区がある。

NGO等関係団体とのネットワークの構築

区市町村は、町内会・自治会、自主防災市民組織、NGO及びその他関係団体の協力により、迅速に安否関連情報等を収集し、被災状況を把握することができるような体制を整備する。

区内に組織された地域防災協議会を通じて災害要援護者(高齢者・障害者・外国人等)の被災情報を収集するとしている区がある。

(2) 情報提供の体制

地域メディアによる提供

ア 区市町村における防災行政無線放送について、日本語と他の言語による放送原稿や録音テープを事前に用意しておく。

防災行政無線(固定系)で放送する場合、日本語と英語による2カ国語を用いて、放送原稿を事前にテープ録音し、状況に応じて放送する態勢をとっている区がある。

イ コミュニティFM・CATV等地域に密着した放送機関において、複数言語での情報提供の体制を整備する。

窓口等での情報提供

外国人対応窓口や避難所における情報提供を円滑に行うため、

ア 避難所における外国人への対応について、避難所運営マニュアル等に明記するなど整備を図る。

イ 災害時に想定される外国人からの相談に対し、ボランティアなどでも迅速に対応できるようなマニュアルを作成しておく。

被災後の生活支援に関する事項についての内容や主な相談事項に関する窓口一覧の作成などが考えられる。

ウ 日本語のわからない外国人に対し正確かつ迅速な情報提供を行うため、防災(語学)ボランティア等の活用はもとより、できるだけやさしい日本語やピクトグラフ(絵文字)を活用しての提供を検討することが必要である。

「災害時の日本語」研究グループ(東京都)及び弘前大学人文学部国語学研究室(青森県)がまとめた「災害時に使う外国人のための日本語マニュアル」(全国版・コミュニティ版)が参考になる。

通訳・翻訳協力者の確保

都に登録されている防災(語学)ボランティアの数には限りがあり、必要な場所に必要な数の派遣は困難である。このことから、区市町村においても外国人に対応するため通訳・翻訳協力者の確保及び協力、連絡方法を整備するなどして、災害時のニーズに対応する。

ア 災害時に活動する通訳ボランティアの登録や平常時の登録ボランティアの災害時における活用を図る。

イ 語学能力のある職員を登録し、災害時における活用を図る。

外国人・聴覚障害者の来庁者に対する案内を円滑に行うために、外国語・手話に関する能力を有する職員を登録し、その名簿を全庁的に周知し、活用していくことを目的とした「外国語・手話サポーター制度」を実施している区では、災害時にも活用する意向である。また、同様の職員の登録制度を実施している市もある。

ウ 区市町村社会福祉協議会等と協力し、災害時に参集する通訳協力ボランティアの受入、派遣の体制を整備する。

3 防災知識の普及・啓発

(1) 防災パンフレット、マニュアルの作成及び配布

ア 防災知識の普及を図るため、一時滞在者にも対応した簡易版としてのパンフレットと定住者向けの日本語も覚えられ、避難所生活やコミュニケーションをとるために利用できる“サバイバル・キット”としての詳細版マニュアルを作成することが有効である。

特に詳細版マニュアルの作成に当たっては、発災後の行動について、まず自分の身を守ることを最優先に避難や避難所での心構えを盛り込む。また、守って欲しいルールについても示すなど基本的な知識の伝達を行うよう配慮する。

イ 作成されたパンフレット、マニュアルを配布するための方法として、一時滞在者に対しては空港（入管の際）、ホテルなどで、定住外国人に対しては区市町村から、大使館に登録していれば大使館から郵送する。さらに、留学生に対しては学校を通じてなど、効果的な配布方法を検討し実施する。

(2) 防災ネットワークづくり

町内会・自治会、自主防災市民組織、N G O及びその他関係団体等と情報収集等の体制を整備し、発災時に命を守るためのより具体的な知識を外国人に伝えていくなど日常的な啓発活動を展開する。

防災訓練への外国人参加の促進

防災訓練は、区市町村、消防署あるいは町会・自治会等が主催して実施しており、外国人を対象とした防災訓練も行われている。しかし、訓練への外国人の参加は少ない状況にある。

外国人の訓練への参加について、町会長が個別に訪問し勧誘するとともに、訓練の実施に当たって、区内在住の都に登録している防災（語学）ボランティアを活用して対応を行っている区がある。

このように広報はもとより顔の見える誘いなどで訓練への参加を促すなどが一つの方法として考えられる。

防災教育の指導等

詳細版マニュアルを使用し、外国人向けの防災に関する講習会の開催や地域の国際交流協会での行事を通じて防災知識の啓発を図る。

また、留学生が多く在学している大学、外国人学校、外国人が就業している企業等に対する防災教育の指導、支援に努める。

(3) NTT災害用伝言ダイヤルの普及

安否確認の一つの方法として、NTT災害用伝言ダイヤル(171)の利用方法を外国人に対しても広く広報していく。

4 避難標識の整備

広域避難場所や避難標識等をローマ字や英語で併記することも必要であるが、それ以外の言語を含めて、すべての標識について多言語で対応するには限界もあるので、やさしい日本語あるいはピクトグラフ(絵文字)を活用するなどして表示するよう努める。

参考資料

「外国人の防災」に関する区市町村現況調査結果

(平成13年11月実施・調査項目70、都内23区26市5町8村)

1 地域防災計画、外国人対応マニュアルについて

	区部	市部	町村部	計
地域防災計画上に外国人対策に関する記述	11	11	1	23
災害時の外国人対応マニュアル	0	0	0	0

(1) 地域防災計画上の外国人対策に関する記述(資料提供21区市)

(内容例)

- ・ 外国人向け防災パンフレットの作成
- ・ 災害弱者のための防災訓練の実施。
- ・ 被災外国人への情報伝達を行うため、既存のネットワークや外国人コミュニティ、ボランティア等の協力を得て広報を行う。
- ・ 日本語を理解できない外国人のため、通訳ボランティアを派遣する

2 情報収集について

(1) 被災外国人数の把握方法(回答18区市町村)

(回答例)

- ・ 避難所で住民等に記入の提出してもらう「避難者カード」に外国人である旨記載し、国籍等を表示する
- ・ 避難者名簿(カード)により把握を行う
- ・ 日本人と同様に対応する
- ・ 避難所で作成する外国語表記による「安否確認用カード」等を現在検討

(2) 被災外国人の被災状況等に関する情報収集の方法(回答12区市町村)

(回答例)

- ・ 地域防災協議会を通じて災害要援護者(高齢者・障害者・外国人等)の被災情報を収集する。
- ・ 特に外国人と日本人とを区別せずに情報収集を行う。
- ・ 外務省、警察、社会福祉協議会との連絡を迅速にとる
- ・ 各避難所に配置される職員の初期活動班で対応
- ・ 避難所等に通訳ボランティアを派遣して情報収集する

(3) 安否確認の問い合わせへの対応 (回答17区市町村)

(回答例)

- ・各避難所で作成した避難者カードの個人情報をパソコンを利用して集中管理を行い、安否確認の問い合わせに対応する。
- ・外国人に特定した問い合わせ窓口は設定せず、安否情報部で一般市民も併せた対応
- ・警察、近隣住民(自治会)、ボランティア等の協力を得て、外国人登録等に基づき外国人の安否確認や救護活動を行う。

3 災害時の情報提供について

	区部	市部	町村部	計
外国語による行政防災無線	5	3	0	8
外国語広報紙の発行	3	4	1	8
広報車による外国語アナウンス	2	5	1	8
コミュニティFM・CATVによる外国語放送	2	5	1	8
外国語版災害時ホームページ	3	1	0	4
その他	1	2	0	3

その他 = 掲示板、チラシ

(1) 翻訳要員の確保の方法 (回答25区市町村)

(回答例)

- ・外国語が堪能な職員及び翻訳ボランティアに協力を依頼する。
- ・都に語学ボランティアの派遣要請
- ・中学・高校の教師に協力を依頼
- ・国際交流協会の協力会員への依頼、大学の留学生、日本語学校への依頼

4 避難所での外国人対応について

	区部	市部	町村部	計
外国人対応の記述を含む避難所マニュアル	3	1	0	4

(1) 避難所での外国人対応 (回答16区市町村)

(回答例)

- ・通訳可能な職員の協力、通訳ボランティアの派遣、避難所ニュースレターの発行
- ・避難所開設にあたる職員等に外国人を理由に不公平な扱いが無いよう周知
- ・言葉や地理に不案内な外国人については、避難生活の利便に配慮して対応する。

5 外国人相談窓口について

(1) 平常時

	区部	市部	町村部	計
相談窓口設置	21	15	6	42
相談マニュアル	1	1	0	2

< 対応言語 >

(延べ)

	区部	市部	町村部	計
英語	20	11	1	32
中国語	18	9	0	27
ハングル	4	6	0	10
その他	0	3	0	3

(2) 災害時

	区部	市部	町村部	計
相談窓口設置	9	6	2	17
相談マニュアル	0	0	0	0

< 窓口設置場所 >

(延べ)

	区部	市部	町村部	計
本庁舎	7	4	1	12
区市町村出先施設	1	1	0	2
避難所	0	1	0	1
設置場所未定	2	0	1	3

(3) 災害時の外国人相談窓口相談員の確保の方法

(回答 16 区市町村)

(回答例)

- ・ 通訳ボランティアや外国語が堪能な職員に協力を依頼する。
- ・ 都の語学ボランティアに協力を依頼する。
- ・ 国際交流事業協力員への協力依頼

6 通訳ボランティアの登録制度について

	区部	市部	町村部	計
平常時に活動するボランティア制度	15	7	1	23
災害時に活動するボランティア制度	5	2	1	8
災害時対応を想定した研修・講習	2	0	0	2

- (1) 災害時に活動する通訳ボランティアに関する協定等 (回答3区市町村)
- ・ 「災害時におけるボランティア活動等に関する協定」(区と社会福祉協議会)
 - ・ 「災害時における語学ボランティアの派遣に関する協定」(区と区国際交流協会)
 - ・ 区防災登録ボランティア制度
- (2) 通訳ボランティアへの災害時を想定した訓練・講習 (回答2区市町村)
- ・ 「地震の学習館」体験外国人への通訳を通して、ボランティアの災害時の行動力を高める。
 - ・ 年2回の防災訓練に参加し、外国人対応をする。(区役所、地域避難所)
- (3) 災害時に活動する通訳ボランティアへの補償制度 (回答8区市町村)
- (回答例)
- ・ 「災害に際し水防又は応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」に基づく
 - ・ ボランティア保険制度を利用

7 その他の通訳・翻訳体制について

	区部	市部	町村部	計
語学堪能な職員の活用制度	6	2	0	8
その他通訳翻訳協力者との連携	2	3	0	5
通訳ボランティアに関する他自治体との連携等	0	0	0	0

特別区については、「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」にボランティアの受入支援に関する規定がある

- (1) その他災害時の通訳翻訳協力者との連携 (回答5区市町村)
- (回答例)
- ・ 外国人学校に通訳の派遣要請(「災害時における外国人罹災者対策に関する協定」)
 - ・ 日本語ボランティアグループとの連携
 - ・ 国際交流協会の通訳ボランティアの協力

(2) 都による行政情報の翻訳

	区部	市部	町村部	計
都から翻訳した情報を流す必要性	12	17	3	32

< 都から提供を希望する言語 > (延べ)

	区部	市部	町村部	計
英語	11	15	1	27
中国語	11	11	0	22
ハングル	10	12	0	22
その他	3	5	1	9
あらゆる言語	1	1	0	2

その他 = スペイン語、フランス語、ポルトガル語、カタル語、タイ語、ペルシャ語

8 関係団体との連携・協力

(詳細は別紙「関係団体との連携・協力の内容」参照)

(1) 大使館との連携

	区部	市部	町村部	計
平常時	9	2	0	11
災害時	5	0	0	5

(2) 外国人の防災に係る関係団体との連携について

平常時

	区部	市部	町村部	計
市民防災組織と	2	0	0	2
NGO・ボランティアグループ等と	4	3	0	7
大学・外国人学校・企業等と	3	2	0	5
外国人団体と	3	0	0	3

災害時

	区部	市部	町村部	計
市民防災組織と	0	2	0	2
NGO・ボランティアグループ等と	0	3	0	3
大学・外国人学校・企業等と	0	1	0	1
外国人団体と	0	0	0	0

(3)地域の防災ネットワークについて

	区部	市部	町村部	計
行政、地域等関係団体との連絡組織・連絡会議等への外国人の参加	0	0	0	0

9区市町村設置の避難標識について

	区部	市部	町村部	計
避難場所標識	注	4	0	4
避難所標識	4	6	0	10
一時集合場所標識	2	0	0	2
その他	1	1	0	2

注：23区内の広域避難場所標識については、都が設置し区が管理する。

その他＝避難場所住区掲示板、給水施設のマーク表示（外国語併記の防災マップで解説）

10外国語防災パンフレット、ホームページについて

	区部	市部	町村部	計
パンフレット・防災マップ	19	22	1	42
ホームページ	8	1	0	9

<防災パンフレットの配布方法>

(延べ)

	区部	市部	町村部	計
外国人登録窓口	9	4	0	13
国際交流担当窓口	4	0	0	4
役所受付・情報ルームなど	4	1	0	5
防災担当窓口	6	7	0	13
出張所・支庁など	4	0	0	4
国際交流協会等	1	6	0	7
各戸配付	1	3	0	4
防災訓練時に配布	1	0	0	1

(回答：25区市町村31種)

11防災訓練について

	区部	市部	町村部	計
区市町村主催の防災訓練への外国人の参加	6	1	2	9
外国人を対象とした防災訓練	12	4	0	16
その他自治会、企業等による防災訓練への外国人の参加	1	0	0	1
市民防災組織への外国人の参加	0	0	0	0

(1) 防災訓練への外国人の参加 (回答9区市町村)

(回答例)

- ・ 外国人学校の生徒が訓練に参加し、避難方法等について実地体験
- ・ 大韓国民団、朝鮮総連の代表者が日本人と同じように消火訓練
- ・ 地域の防災訓練の1会場に外国人参加(町会長の呼びかけなどで)

(2) 外国人への対応を想定した訓練の内容 (回答8区市町村)

(回答例)

- ・ 語学ボランティアによる外国人への避難誘導及び情報提供
- ・ 外国人が通訳ボランティアを通じて医師の診断を受ける。(トリアージ訓練)
- ・ 無線による広報訓練(英語)

(3) 主に外国人を対象とする訓練 (回答16区市町村)

(回答例)

- ・ 区内の各国大使館等を対象とする防災訓練、防災講演会の実施：3大使館、外国人学校の生徒参加
- ・ 外国人のための防災体験セミナー：地震の学習館体験・防災センター見学・区の防災対策について講義。区内在住在勤外国人参加
- ・ ウェルカムパーティーで防災訓練実施(起震車体験等)
- ・ 起震車による地震体験・その他防災訓練：大学留学生・外語大生徒参加
- ・ 日本語教室生徒への消防署主催の防災講座

(関係団体との連携協力の内容)

(1) 大使館との連携

区市町村名	平常時の連携	災害時の連携
千代田区		英国大使館(欧州地区幹事館)との災害時情報交換の協定を調整中
中央区	交流事業等に関する協力	
港区	大使館が主催する防災講演会等の開催にあたり、講師などを派遣する。区主催の総合防災訓練への参加の案内	被災した外国人について、国籍が明らかであれば、国籍国の領事機関に通報する。
台東区	(社)日本外交協会を通じて、備蓄食糧の難民支援のための供出をしている。	
江東区	カナダ大使館と姉妹都市交流事業に関する協力	
品川区	大使館主催事業への会場提供など	災害時に求められれば情報の提供等を行う
目黒区	「地震の学習館」を利用し、「外国人のための防災セミナー」を平成12年1月に実施 交流事業に関する協力	
世田谷区		ドイツ大使館公使と区担当者との間で災害情報の連絡方法等を確認した。
渋谷区	国際交流事業に関する協力、防災訓練等への参加	区内に所在する19大使館と連絡をとる
板橋区	交流事業に関する協力	
葛飾区	交流事業に関する協力(オーストラリア大使館)	
立川市	交流事業(国際芸術祭等)での協力依頼	災害時は全般的に連携・協力体制を築く必要有り
武蔵野市	交流事業に関する協力	
東大和市		地域防災計画上では特に定めていないが、状況に応じ連絡を取り合う必要性を認識している

(2)外国人の防災に係る関係団体との連携

平常時

	関係団体	内 容
港区	大学・外国人学校等	区の主催する総合防災訓練への参加案内、外国人向け防災パンフレット等の配布
墨田区	NPO・NGO・ボランティアグループ等	外国人向け防災訓練の開催への協力、パンフレット等配付協力
江東区	NPO・NGO・ボランティアグループ等	ボランティアグループ「江東区国際友好連絡会」と連携して、外国人向け情報誌に防災に関する事項を含めて区からのお知らせを掲載
目黒区	市民防災組織	中国語講座グループの作成した「地震災害に備えて」のパンフレットの作成に監修・協力した。
渋谷区	大学・外国人学校等	防災訓練等への参加
	外国人団体等	防災訓練等への参加
北区	市民防災組織	外国人向け防災訓練を北区防災ボランティアと開催
	NPO・NGO・ボランティアグループ等	外国人向け防災訓練を北区防災ボランティアと開催
荒川区	大学・外国人学校等	荒川区防災訓練への日本語学校(赤門会)の生徒の参加
	外国人団体等	大韓民国民団・朝鮮総連の荒川支部の荒川区防災訓練への参加
葛飾区	NPO・NGO・ボランティアグループ等	総合防災訓練への参加協力(区内ボランティアグループ)
	外国人団体等	区内日中友好協会の防災講座への協力(防災課、(財)葛飾区国際交流協会)
八王子市	NPO・NGO・ボランティアグループ等	情報交換会の開催、パンフレット配布への協力
立川市	NPO・NGO・ボランティアグループ等	たちかわ多文化共生センターや立川国際友好協会との連携・協力
三鷹市	NPO・NGO・ボランティアグループ等	(財)三鷹国際交流協会:意見交換や意識啓発への協力など
	大学・外国人学校等	ICUによる防災ミーティング:大学が外国人学生を対象に消防署と連携して開催した防災レクチャーに市の職員が参加。

災害時

	関係団体	内 容
立川市	NPO・NGO・ボランティアグループ等	たちかわ多文化共生センターでの相談・翻訳業務のほか、立川国際友好協会での情報交換など
三鷹市	NPO・NGO・ボランティアグループ等	(財)三鷹国際交流協会に通訳の派遣を依頼
青梅市	NPO・NGO・ボランティアグループ等	必要に応じ市内の国際交流団体等のボランティア団体に協力を依頼する
東久留米市	大学・外国人学校等	クリスチャン・アカデミー・イン・ジャパンとの「災害時における外国人罹災者対策に関する協定」(外国人罹災者の避難所・相談所運営、通訳の派遣)

(3) 行政、地域、企業等との連絡組織等

(回答12区市町村)

(各区市町村には下記のような連絡組織等があるが、外国人の参加はない。)

・災害対策連絡協議会(江東区)

災害協力隊長、区長以下防災対策関係幹部職員、警察、消防、消防団長が参加。区の防災対策の現状説明と意見交換。年1回開催。

・避難所運営会議(足立区)

地域と避難所となる学校との避難所開設、運営に関する事前協議。町会・自治会長、学校長・教頭、PTA会長が参加。

・自主防災組織連絡会(三鷹市)

市、警察、消防、消防団、自主防災組織が参加。年3回程度開催。

地域国際化推進連絡会議設置要領

平成13年7月10日13生文振国第195号

(設置目的)

第1 東京都における地域の国際化推進を図るための具体的な課題について検討し、施策に反映するため、地域国際化推進連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

(検討事項)

第2 連絡会議は、毎年定める外国人に係る東京都の施策の推進に関する事項について検討する。

(構成)

第3 連絡会議は、座長、副座長及び委員をもって構成する。

2 座長は、生活文化局文化振興部長とする。

3 副座長及び委員は、第2の検討事項により、その都度座長が指名する。

(任期)

第4 委員の任期は1年以内とする。

(招集等)

第5 連絡会議は、座長が招集する。

(庶務)

第6 連絡会議の庶務は、生活文化局文化振興部地域国際化推進課において処理する。

(補則)

第7 この要領に定めるもののほか、連絡会議の運営に必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要領は、平成13年7月10日から施行する。

地域国際化推進連絡会議委員名簿(平成13年度)

氏 名	所 属
三 好 勝 則	生活文化局文化振興部長
後 藤 久 夫	知事本部秘書部外務課長
皆 川 重 次	総務局災害対策部防災計画課長
高 橋 知 有	生活文化局広報広聴部相談課長
久 米 吉 裕	生活文化局都民協働部市民活動担当課長
細 井 優	都市計画局開発計画部管理課長
松 岡 玉 記	福祉局子ども家庭部計画課長
広 瀬 健 二	衛生局総務部広報担当副参事
中尾根 明 子	産業労働局商工部観光産業課長
湯 本 達 也	建設局道路管理部安全施設課長
生 田 眞 勝	東京消防庁総務部総務課長
風 岡 俊 久	警視庁警備部災害対策課課長代理震災警備担当
坂 口 修	港区区民生活部防災課長
菊 池 秀 明	荒川区総務部防災課長
今 野 隆	新宿区区民部地域振興課長
青 木 洋 一	立川市総務部防災課長
桑 原 次 夫	八王子市生涯学習部交流課長
春 田 高 哉	(財)東京国際交流財団国際交流課長
金 山 芳 樹	生活文化局文化振興部地域国際化推進課長